

第5次千葉県里山基本計画（案）に対する意見と県の考え方

千葉県農林水産部森林課森林政策室

- 1 パブリックコメント実施期間 令和4年1月19日（水）～令和4年2月18日（金）
- 2 提出意見者数（意見の延べ件数） 3名（26件 内、質問6件）
- 3 提出された意見と県の考え方
 - ※ 「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」⇒ 「条例」と略す。
 - ※ 「第5次千葉県里山基本計画」⇒ 「第5次計画」と略す。

I 里山基本計画の趣旨（計画の位置付けに係る御意見を含む）

	意見の概要	県の考え方
1	里山から享受してきた恩恵として、伝統的な生活習慣の継承等でなく、伝統的な生活文化（若しくは慣習）の継承等が相応しいのではないか。	ご意見及び条例の目的に則し、伝統的な生活文化の継承等と修正します。

II 里山基本計画の成果と課題

	意見の概要	県の考え方
2	今後の課題の（4）市町村による里山活動支援の促進において、「市町村による里山活動を有意なものへ」とあるが、どのような意味か分かりにくい。	今回実施した市町村アンケートの結果から、職員や情報の不足等により市町村の里山整備や里山活動の支援が充分でない状況であることから、市町村による里山活動の実施や里山活動団体への取り組みが有意義なものになるよう、市町村のニーズに合わせた支援を行ってまいります。

III 計画期間

意見なし

IV 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針

	意見の概要	県の考え方
3	県として中期長期的に里山をどのようにしていきたいのかビジョンを示して欲しい。	この計画では、多様な人々が里山活動に参画し、里山の魅力を引き出す様々な取組を進めることとしており、これにより、人と里山との新たな関係を構築し、生き物の宝庫であるとともに、森林・谷津田・水辺等が一体となった美しい里山を次代に引き継ぐことを目指しています。

4	<p>目指す姿2でいう里山活動とは何を指しているのか。里山活動の内、活用だけの活動もある。整備活動を主眼とするのではなく、利活用の活動の促進が必要ではないか。</p>	<p>これまでは里山を整備し、整備された里山を利活用していくという考え方から、里山の整備を主に支援してきましたが、今後は森林環境教育等の利活用に向けた取組も促進してまいります。</p>
5	<p>整備保全面積について、県内の里山の全体面積を示し、それに対し、整備する面積割合を示す方が全体像が見えるのではないか。</p>	<p>農地や水辺などを含む里山の区域を示すのは困難であることから、把握可能な整備・保全された里山の面積を数値目標としています。</p>
6	<p>里山活動の目標における整備・保全面積の定義が今回から市町村が支援するものを加えたものに変更になっているが、解説が必要ではないか。</p>	<p>第5次計画では3取組の方針(2)に記載しているとおり、市町村等が主体となって進める里山活動を推進することとしていることから、市町村が支援する活動の整備面積を加えた整備面積の目標値を設定しています。</p>
7	<p>市町村の支援のために、専門家の派遣、整備の外部委託、活用の企画運営の委託等の方法を整備してはどうか。</p>	<p>市町村の取組をコーディネートする組織の支援等を行い、市町村の要望に応じ、専門家派遣などの支援を実施します。</p>
8	<p>3取組の方針に「里山活動団体等による森林整備活動を支援する」とあるが、里山には農地やため池なども含まれることから、「<u>森林整備活動</u>」に限定しない方がよい。</p>	<p>ご指摘の部分は、里山活動団体等による里山の整備活動を支援するという趣旨であることから、「<u>里山整備活動を支援する</u>」に修正します。</p>
9	<p>活動主体とは別に「ネットワーク」や「コーディネート」が重要であり、その機能を果たすセクションや専門家が新たに必要ではないか。</p>	<p>活動団体や企業、市町村などへのコーディネート機能を強化するため、窓口となる組織の支援や人材育成を検討してまいります。</p>
10	<p>(2)市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進の中に記載のある「多面的機能の発揮につながるコーディネート機能の強化に取り組みます。」とは誰がその機能を担うのか。「発揮されるよう関係者をコーディネートします」と理解してよいか。 また、そもそも県内部でも教育関係部局、県土整備部局、環境部局等との連携、コーディネートが必要ではないか。</p>	<p>里山の多面的機能発揮のため、窓口となる組織の支援などにより関係者をコーディネートする取り組みを進めてまいります。 また、庁内関係機関と連携・協議を進めてまいります。</p>

V 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

	意見の概要	県の考え方
11	里山巡回相談は「里山活動協定による活動」に限らず里山活動団体すべてを対象とすべきではないか。	活動協定締結団体に対する支援策として県では里山巡回相談を実施してきましたが、活動協定締結団体以外からも相談があれば対応していることから、「協定を締結した里山活動団体等」を対象とすると修正します。
12	里山の利活用に関する人材情報を里山活動団体に提供する制度が創設されると、里山活動の活性化に繋がる。	里山の利活用に関して、人材や場所等に関する情報収集及び関係者間での共有について実施を検討してまいります。
13	「情報共有化」のため、若い世代に拡散する媒体として SNS の活用や様々な団体がアクセスできる媒体が必要である。	県では里山活動に関するホームページを運営し、里山活動団体向けの研修や団体を実施するイベント等の情報を提供しています。 今後、里山活動団体の情報発信を支援するため、里山活動団体向けの SNS 活用研修等を検討してまいります。
14	里山活動の最大の課題は後継者不足であり、これを解決するために小学校や幼稚園などでの里山遠足活動等の推進を進め、若い世代を里山活動に取り込むことが重要である。	里山活動の裾野を広げ、里山活動を推進するため、子育て世代を対象とした自然体験活動の促進や学校等での森林環境学習の促進を検討しているところです。学校や保育園などの連携についても関係機関と協議を進めてまいります。
15	「小学校・保育園・幼稚園等での自然体験や森林環境教育」は重要であるが、里山活動団体が教育機関にアプローチすることは大変困難である。教育委員会や福祉部局と連携し、子供の里山体験を義務づけるようなことが望まれる。	学校等での自然体験については、人材や場所・制度の整備が必要なため、義務化は困難ですが、個別の里山活動団体と地域の小学校等との新たな連携を促進するモデル事業の実施や教育委員会等への連携事例の提供などを実施し、子供の里山体験の提供を推進してまいります。
16	「企業と里山活動団体等との連携支援」において、ともすると企業の宣伝に使われる恐れがある。企業の中で意義を理解する社員の参加を企業が応援するような形が望まれる。	SDGS の機運の高まりなどを受け、今後里山活動等への援助・協力や連携を希望する企業の増加が期待されるところです。こうした企業の企業活動全てを照査し、不適切な案件を排除することは困難ですが、企業と連携を図る場合の適格要件などを検討してまいります。

17	「木育活動」の森林環境教育の一環とした方が理解しやすいのではないかと。	木育活動は森林環境教育の一環ではありますが、主に木材の活用などを基本としていることから里山資源の活用を含めています。
18	「2050年カーボンニュートラルを見据え」二酸化炭素吸収源の保全の観点から里山含む森林があり、温暖化適応策としての森林整備の一部に荒廃里山の整備を進めることとした方が分かりやすい。	ご指摘のように里山を含む森林の保全整備等がカーボンニュートラルに貢献しますが、広く森林整備や木材利用などにも関わることとなりますので、第5次計画においては里山に関する部分について記載しています。
19	「CO2 吸収量認証制度に基づくソーシャルビジネス活動等の導入」について地元の主体性が失われることのないよう注意が必要ではないかと。	里山活動の内容や目的によっては、ソーシャルビジネス活動等の導入が適さないものがあると思慮されることから、導入においては企業とのマッチングに留意した仕組みとなるよう検討してまいります。
20	CO2 吸収源としての里山保全施策や総合治水等のための里山保全策も早急に調査研究し実施する必要があると思う。	里山整備活動による二酸化炭素吸収量の算定方法や可視化などの手法を検討してまいります。 また、流域治水に関して関係機関と協議してまいります。

VI 施策を推進するために必要な事項

意見なし

質問への回答

	質問の概要	回答及び県の考え
1	計画の趣旨に「農林水産業等の営みと自然とが調和しつつ維持されてきた里山」とあるが、水産業も施策に含まれるのか。	樹林地と一体的な水辺も里山に含まれますが、第5次計画においては樹林地に係る事案を記載しており、水産業の施策は含まれていません。
2	保全整備面積の目標を実績が上回った要因は何か。	平成26年度から実施されている「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」を活用した活動団体による保全整備が増えた事が主な要因です。
3	自発的な手入れが見込めない森林の増加に対する具体的な施策案はどのようなものか。	森林環境譲与税を活用した市町村主体で実施する森林整備の促進や、スポンサーシップを活用した森林整備等を今後検討していきます。

4	市町村による里山活動支援の促進の具体的な施策案はどのようなものか。	市町村の意向に基づく、里山の利活用に関するモデル事業の実施や「森林環境譲与税」を活用した事業の支援等を検討しています。
5	里山活動団体の後継者の確保・育成及び安全対策支援の具体的な施策案はどのようなものか。	安全講習会の実施や多様な人々が里山活動に参加する仕組みづくり等の実施を検討しています。
6	海岸防災林は里山に含まれるのか。	海岸防災林は生活地域に近く、人による維持管理がなされている樹林地であることから、里山に含めています。